

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2019 年 10 月 1 日

ファイズホールディングス株式会社

ファイズオペレーションズ株式会社

2019 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社)

大阪市北区梅田三丁目 4 番 5 号毎日インテシオ 13 階

株式会社ファイズ

代表取締役社長 榎屋 幸生

(吸収分割承継会社)

大阪市北区梅田三丁目 4 番 5 号毎日インテシオ 13 階

ファイズオペレーションズ株式会社

代表取締役社長 榎屋 幸生

ファイズホールディングス株式会社（2019 年 10 月 1 日付で株式会社ファイズから商号変更。以下「本分割会社」といいます。）とファイズオペレーションズ株式会社（以下「本承継会社」といいます。）は、2019 年 5 月 31 日付の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2019 年 10 月 1 日を効力発生日として、本分割会社がオペレーションサービス事業に関して有する権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2019 年 10 月 1 日
2. 本分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 本分割会社における株主の差止請求
本吸収分割において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本分割会社は、2019 年 8 月 8 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の株主に対し、会社法 785 条第 3 項及び第 4 項に定める公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づく株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求
本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんでした。

せんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

本分割会社は、2019 年 8 月 8 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いましたが、同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 本承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条、第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 本承継会社における株主の差止請求

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

本承継会社は、2019 年 8 月 8 日付官報において、同社の株主に対し、会社法 797 条第 3 項及び第 4 項に定める公告を行いましたが、同条第 1 項の規定に基づく株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

本承継会社は、2019 年 8 月 8 日付官報において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行い、かつ、同日までに知れている債権者に対し各別に催告を行いましたが、同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により本承継会社が本分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本承継会社は、本分割会社より、2019 年 10 月 1 日をもって、本分割会社のオペレーションサービス事業に関する権利義務を承継しました。なお、本承継会社が本分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次のとおりです。

資産：金 730,000,000 円

負債：金 630,000,000 円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）。

2019 年 10 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。